

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 高橋 昌造

1 日時

平成 23 年 9 月 22 日（木曜日）

午前 10 時 00 分開会、午前 11 時 50 分散会

（休憩 午前 10 時 15 分～午前 10 時 18 分、午前 10 時 19 分～午前 10 時 20 分）

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

高橋昌造委員長、岩崎友一副委員長、工藤大輔委員、大宮惇幸委員、郷右近浩委員、
名須川晋委員、千葉伝委員、吉田敬子委員、高田一郎委員、佐々木茂光委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

村上担当書記、米内担当書記、山舘併任書記、漆原併任書記、佐藤併任書記

6 説明のため出席した者

東大野農林水産部長、橋本副部长兼農林水産企画室長、徳山農政担当技監、
須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長、
立花競馬改革推進室長、沼崎技術参事兼農村計画課総括課長、
小岩農林水産企画室企画課長、高橋農林水産企画室管理課長、大友団体指導課総括課長、
小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、工藤農業振興課総括課長、
千田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
伊藤農村建設課総括課長、千葉農産園芸課総括課長、小野農産園芸課水田農業課長、
山田畜産課総括課長、渡辺畜産課振興・衛生課長、佐野林業振興課総括課長、
藤川森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、
石田水産振興課漁業調整課長、大村漁港漁村課総括課長、
菅原競馬改革推進室競馬改革推進監

7 一般傍聴者

1 人

8 会議に付した事件

- (1) 委員席の決定について
- (2) 委員長の互選について
- (3) 副委員長の互選について

(4) 議案の審査

議案第1号 平成23年度岩手県一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについて

(5) その他

閉会中の継続調査について

9 議事の内容

○村上担当書記 私は、農林水産委員会担当書記の村上であります。よろしくお願いいたします。

ただいまから仮委員席を定めたいと思います。

委員席の順序は、委員長席の左側の委員長席に一番近い席を1番とし、委員長席の右側の委員長席に一番近い席を10番とするようにしたいと思います。

委員席を定める方法といたしましては、現在着席のままとする方法、抽せんによる方法などがございますが、いかがいたしましょうか。

〔「そのまま」と呼ぶ者あり〕

○村上担当書記 ただいまそのままという御発言がございましたので、それではそのとおりとさせていただきます。

常任委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、委員会条例第7条第2項の規定により、年長委員が委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、高橋昌造委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。高橋昌造委員、委員長席に御着席をお願いいたします。

〔年長委員高橋昌造君委員長席に着く〕

○高橋昌造委員 ただいま御紹介されました高橋昌造であります。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開きます前に、当農林水産委員会の担当書記を紹介いたしたいと思っております。

村上担当書記、米内担当書記、高橋併任書記、山舘併任書記、漆原併任書記、佐藤併任書記。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

委員各位の委員席は、ただいま御着席のとおりに決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員 御異議ないようでありますので、さよう決定いたします。

これより委員長の互選を行います。

委員会条例第7条第2項の規定により、委員長互選の職務を行います。

委員長の互選は、指名推選と投票のいずれにより行いますか。

○千葉伝委員 委員長の互選の方法は、指名推選によることとして、委員長には高橋昌造委

員を指名いただきたいので、お諮り願いたいと思います。

○吉田敬子委員 投票でお願いいたします。

○高橋昌造委員 それでは、投票を希望する方がありますので、委員長互選は投票により行います。

委員会室の閉鎖を命じます。

〔委員会室閉鎖〕

○高橋昌造委員 ただいまの出席委員数は10人であります。

お諮りします。立会人に名須川晋委員、岩崎友一委員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員 御異議なしと認めます。よって、立会人には名須川晋委員、岩崎友一委員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○高橋昌造委員 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○高橋昌造委員 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、順次投票願います。

〔各員投票〕

○高橋昌造委員 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員 それでは、投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

それでは開票を行います。

名須川委員、岩崎委員、立ち会いを願います。

〔開票〕

○高橋昌造委員 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票。

有効投票中、高橋昌造8票、吉田敬子さん1票、以上のおりであります。

よって、私高橋昌造が農林水産委員長に当選となりました。

委員会室の閉鎖を解きます。

〔委員会室開鎖〕

○高橋昌造委員長 ただいま皆様方の御推挙により、農林水産委員長となりました高橋昌

造であります。皆様方の御協力によりまして委員長の職責を果たしてまいりたいと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、引き続いて副委員長の互選を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選は指名推選と投票のいずれにより行いますか。

○吉田敬子委員 投票でお願いいたします。

○高橋昌造委員長 それでは、投票を希望する方がありますので、副委員長互選は投票により行います。

○工藤大輔委員 すみません、議事進行。これで、ちょっと休憩をとっていただきたいのですが。

○高橋昌造委員長 休憩。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋昌造委員長 再開いたします。

○郷右近浩委員 副委員長の選任につきましては指名推選とし、私に指名権をお与えいただきたいと思います。岩崎友一委員を推選させていただきたいと思います。

○高橋昌造委員長 それでは皆さんにお諮りするわけですが、ちょっと休憩してよろしいですか。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋昌造委員長 再開をいたします。

委員会室の閉鎖を命じます。

〔委員会室閉鎖〕

○高橋昌造委員長 ただいまの出席委員数は10人であります。

お諮りします。立会人に郷右近浩委員、千葉伝委員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、立会人に郷右近浩委員、千葉伝委員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○高橋昌造委員長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○高橋昌造委員長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、順次投票願います。

〔各員投票〕

○高橋昌造委員長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。

郷右近委員、千葉委員、立ち会い願います。

〔開票〕

○高橋昌造委員長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、有効投票 9 票、無効投票 1 票。

有効投票中、岩崎友一君 8 票、吉田敬子さん 1 票、以上のとおりであります。

よって、岩崎友一君が農林水産副委員長に当選されました。

委員会室の閉鎖を解きます。

〔委員会室開鎖〕

○高橋昌造委員長 ただいま当選されました岩崎友一君が委員会室におられますので、本席から当選の告知をいたします。

岩崎友一副委員長、ごあいさつを願います。

○岩崎友一委員 岩崎友一です。高橋委員長をしっかりと補佐し、円滑、公平な委員会運営を目指し、頑張っていきます。委員各位の御協力、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○高橋昌造委員長 本日は、議員改選後の最初の委員会でありますので、執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、東大野潤一農林水産部長を御紹介いたします。

○東大野農林水産部長 東大野潤一でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋昌造委員長 続きまして、高前田寿幸理事を御紹介いたします。

○高前田理事 高前田でございます。よろしくお願いいたします。

○高橋昌造委員長 この際、東大野農林水産部長から、農林水産部の方々を御紹介願います。

○東大野農林水産部長 私から農林水産部の職員を紹介させていただきます。

手前から、橋本良隆副部長兼農林水産企画室長、徳山順一農政担当技監、須藤勝夫農村整備担当技監、竹田光一林務担当技監、寺島久明水産担当技監兼水産振興課総括課長、立花良孝競馬改革推進室長、沼崎光宏技術参事兼農村計画課総括課長、小岩一幸農林水産企画室企画課長、高橋徹農林水産企画室管理課長、大友宏司団体指導課総括課長、小田島新団体指導

課指導検査課長、菊池寛流通課総括課長、工藤昌男農業振興課総括課長、千田牧夫農業振興課担い手対策課長、鈴木茂農業普及技術課総括課長、伊藤千一農村建設課総括課長、千葉泰弘農産園芸課総括課長、小野正隆農産園芸課水田農業課長、山田亙畜産課総括課長、渡辺亨畜産課振興・衛生課長、佐野淳林業振興課総括課長、藤川敏彦森林整備課総括課長、赤澤由明森林整備課整備課長、佐藤順一森林保全課総括課長、石田享一水産振興課漁業調整課長、大村益男漁港漁村課総括課長、菅原伸夫競馬改革推進室競馬改革推進監、佐藤博競馬改革推進室特命参事、平野直競馬改革推進室特命参事、佐久間修海区漁業調整委員会事務局長。

以上をもちまして、執行部職員の紹介を終わります。

○高橋昌造委員長 御苦勞様でした。以上で、執行部職員の紹介を終わります。

次に、議案の審査を行います。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、議案1件について審査を行います。

議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについて、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋本副部長兼農林水産企画室長 議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについてのうち、歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

議案の4ページをお開き願います。専決処分により補正した予算額は、6款農林水産業費2項畜産業費の22億6,484万3,000円であります。補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。予算に関する説明書の4ページをお開き願います。6款農林水産業費2項畜産業費2目畜産振興費は、22億6,484万3,000円の増額補正であります。

説明欄をごらん願います。一番上の県産牛肉安全安心確立緊急対策事業費は、2億6,752万円の増額補正ですが、これは牛の出荷制限の解除にかかる全戸検査及び全頭検査の対象農家数、頭数の増加に伴い、放射性物質の検査委託料などを増額したものでございます。

次の肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助18億297万5,000円は、牛の出荷制限等により資金繰りが悪化している肥育農家の経営継続を支援するため、肥育農家の出荷遅延牛を対象に支援金を交付する方法により、実質買い上げを行う関係団体に、この事業に要する原資を供給するものでございます。

次に、利用自粛牧草等処理円滑化事業費補助1億9,434万8,000円についてですが、これは肥育牛に給与される粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値、いわゆる暫定許容値を超過した牧草や稲わらの処分に要する経費について、市町村に対して助成しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○大宮惇幸委員 この予算は、専決処分をされていることなわけであり、予算そのものについては当然認めるものでありますけれども、一つ伺いたいのは、専決処分したことによって、事務作業が今どの程度の段階にあるのか。特に現場に、実際この金額が示されるのはいつごろなのか、その辺の見通しについてお尋ねをいたします。

○菊池流通課総括課長 緊急対策として検査費と、それから生産者が自主的に検査を行う分についての支援を担当しておりますが、検査については国の出荷制限解除後初めて8月29日に屠畜を開始しまして、鋭意、屠畜を進めておりますし、9月15日からは東京市場を初め首都圏の県外市場にも出荷をするようになっておりまして、東京市場があいたことによって、ほぼ出荷制限前の状態に戻っており、それに見合う検査を行っておりまして、その検査費を執行するという状況にあります。生産者の方々が行う自主検査の補助の部分については、検査を受けて、その補助分の申請をいただいて補助金を交付する形になりますので、これからということになります。

○山田畜産課総括課長 あと二つの事業がございまして、肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助につきましては、8月25日に説明会を地元で行いまして、第1回目の要望額を取りまとめ、9月2日に第1回目の対象者への交付を行っておりますが、戸数で25戸、頭数で858頭、交付額で4億8,640万円となっております。

もう一つの利用自粛牧草等処理円滑化事業費補助のほうでございまして、これは現在、市町村の所管する事業制度でございまして、市町村に処分の方法、これについてどういう方法でやるかということをお検討していただいております。

それから、担当サイドのほうから、稲わらの埋却についてまだ調整がとれておりませんが、その調整がとれ、市町村の意向が固まり次第、これは牧草、稲わらを埋却もしくは牧草の場合は焼却もあり得るといふこと、そういう手法で処分しようとするものですが、今その事業を行っているところでございます。

○大宮惇幸委員 検査の状況、あるいは肉用牛肥育経営緊急支援事業費の説明がありましたが、9月2日現在で25戸の生産肥育農家に858頭という数が示されたわけでありまして、全体では肥育農家がどの程度の数なのか、その辺を示していただきたいと思っております。

○山田畜産課総括課長 県内の肥育農家の戸数については、454戸というふうに把握をしております。それで、この事業に乗るか乗らないかというのは、ほかの類似の事業もありまして、それ個々にですけれども、そちらを選択される方もいらっしゃいますので、454戸全員がこの支援事業に乗るということはないと考えていますが、どのくらい手が挙がるかというのは、今後の牛の出荷の状況、滞留の状況によっても変わってくると思っておりますが、いずれ対象は454戸でございます。

○大宮惇幸委員 手を挙げるか、挙げないか、これは経営者の判断ということになるかと思っておりますけれども、いずれ現場の実態は、もう少し事務的な手続が早まらないのかという声があるのです。ですから、もう少しスピードを上げて取り組んでいただきたいということ

をお願いして終わります。

○千葉伝委員 大宮惇幸委員とも関連するわけですが、今回の3月11日の影響というのは、もうとんでもない話になって、その中の一部門としての畜産ということへの対応ということであります。影響をどのように把握しているかということで、ここは農林水産ですから、農業関係の米とか畜産とか稲とかを聞こうと思ったのですが、そうすると時間がありませんので、畜産に限定した聞き方をさせていただきます。

そういった中で、今私も地域あるいはいろんな畜産関係の団体から、今回のセシウムの被害で出荷が制限された。あの時点でいろんな問題点が私は提起されたのではないかなと思っています。岩手が何でいきなり全域に網がかかったのかと、こういうことが一つあります。いずれかけたのは国のほうであって、それをしからばいかに一日でも早く制限解除をするかと、ここの部分で、県はもちろんですが、生産者団体、いろんなところから願いをして、ほかの福島県、宮城県よりは制限期間が短い間に解除になったと。ここの部分は、私は頑張っていたなと思います。

ただ、解除になったよということで、先ほどのお話のとおり、全頭検査をしますよと。1頭ずつの検査というのが普通の全頭検査です。もう一つは、1戸の農家の、その1頭を検査して、その検査の結果がマイナスであれば、その農家はすべて陰性と、こういう対応でのやり方と、こういうことで承知しておりますが、そういった中で、先ほどの説明ですと、8月29日から屠畜が開始され、9月15日からは首都圏へも出荷と、こういうことで進めていますが、どうも農家とか農業団体等いろいろなところから聞けば、まだまだその体制が遅くて、出荷を待機しているものが結構あると、こういうふうな話をつい最近もしばらく聞いています。そこは現状として、本当に検査体制も整って、どんどん検査をして、遅滞なくというのか、おくれがないような対応に本当になっているのかどうか、まずその部分を確認したいと思います。

○菊池流通課総括課長 国の出荷制限を受けまして、検査のスキームを国から了解をもらって始めた当初は、岩手畜産流通センターで屠畜をする以外に方法がございませんでした。慎重に検査をするということも含めて、屠畜をできる頭数は50頭プラスアルファ、55頭前後で推移してっておりますが、どの牛をどういう順番で屠畜するかというのは、基本的には生産者の団体の方々に案をつくっていただいて、それを県と全農、あるいは家畜商業協同組合、あるいは岩手畜産流通センターで構成する出荷調整協議会というところで最終的に検査能力等を勘案して決定してまいりましたが、何分出口が55頭前後しかないという状態が、もともとそれ以前に1カ月間出荷制限がかかっている状態のところ解除されても50頭の状態が続いていましたので、相当数が出荷したくてもできないという状態にあるのは承知してございます。

そのために、これまで県内最大の出荷先であります東京食肉市場、ここでの屠畜が始まらない限り、もとの姿に戻りませんので、これまで鋭意、東京食肉市場及び市場を管轄する東京都と交渉をしまいいりまして、やっと始まったのが先週の末からということでございま

すので、もとの状態に戻りつつある状況ではありますが、実際に滞留しているものが解消するには、もう少し時間がかかるというふうに考えております。

○千葉伝委員 首都圏への出荷が動き出したから、今後はある程度動き出すという話です。問題は、ではどの程度であれば正常になるという見込みがもしあればというのが一つ。それから、検査をするということで、岩手県の場合は紫波の屠場に検査したものが入ってくると。芝浦屠畜場のほうの体制は、私が聞いている部分は、岩手県で検査をしたものを持ってこいと、こういう話になって、向こうでは全部マイナスのものを屠畜するからという話も聞いていますが、そのとおりなのかと確認をお願いします。

○菊池流通課総括課長 今滞留しているものの解消も含めまして、いつの時点で滞留がなくなるのかというところは、なかなか検査の結果によって、全戸検査対象農家が全頭検査対象農家になったりする等の事情もありまして、正確には読み切れない部分がございますが、通常岩手県から出荷される肉用牛というのは年間3万6,000頭でございます。それを営業日換算で260日間の屠畜営業日で換算すると、日々140頭ぐらいが岩手県の牛が屠畜されているという状態が続いておりました。

それが、先ほど申し上げました岩手畜産流通センターでは、55頭前後ということがしばらく続いたことと、おかげさまで東京の市場があいて、直近の9月21日、22日には140頭あるいは197頭という状態も続いておりますので、滞留の解消が少しずつ進んでいくとは思いますが、正確にいつの時点ですべてそれが解消されるかというのは、正直判断しきれないところでございます。

それから、芝浦屠畜場における屠畜のあり方は、岩手県と東京都の話し合いによりまして、検査機関を東京都の市場の近くに見つけてといいますか、設定をしまして、そこで検査をすることによって、東京の市場で検査のために肉を採材します。そして検査場に持って行って検査を受けて、検査の結果を市場にお返しするという形でまいりますので、決して安全なものといいますか、マイナスのものだけが芝浦に回っているということではありません。ただし、岩手県の牛が県外に出たときのベクレル数の高いものが散見されるということは、いわば岩手県の牛の評判にかかわることでありますので、我々のほうでは、国の出荷解除の基準より厳し目の数値を設定して、県外の市場に出すものについては、国が定めている500ベクレルよりもずっと下のものが見込まれるものを出しましょうということにしております。

○千葉伝委員 ありがとうございます。何でこのぐらい詳しく聞くかということ、今問題になっているのは、岩手県の牛は危ないというふうな風評被害が余りにも全国的に変な意味で有名になって、その結果として肉の価格が下がる。今の価格というのは、ひとところよりも半分とか、3分の1とか、そういうふうなこと、あるいは肉牛、前沢牛でさえ安くなっていると、こういうことなので、しならば消費者に、いかに風評被害を解消していくかということの一つ一つきちっとやっていく、これが検査体制をしっかりと組んで、安全なものを皆さんに提供します、しているのだと、このことをどんどん私は、皆さんもだし、マスコミさんに

も、ぜひそこはやる必要があると、こういうことからこまい話まで聞きました。

そういった意味で、これからの風評被害を含め、あるいは直接的な被害、先ほどの緊急対策を含めたいろいろと補正を組んでいただいて、農家等には対応していただいていると、これはありがたい話で、いかにそれを早くスピードアップさせていくかということだと思います。それから、その検査が通常に戻るように、一日でも早くそういった体制をしっかりとやってもらいたいと。

ちょっと聞きにくい話なのですが、検査は民間の委託しているところ、あるいは岩手県の公共的な検査機関というので、これ両方ですかということ、それから食肉検査というのは、屠畜場に入ったものは厚生労働省サイドで、農林水産省サイドではないというふうな、食肉としての取り扱いをする場合は、そういう権限になっているというふうには私は思うのですが、これからの検査の分は、すべてそういうことで、農林水産の立場はどういう検査のお願いの仕方をしているのか、ちょっと確認したいと思います。

○菊池流通課総括課長 まず検査機関でございますが、岩手畜産流通センターで屠畜しているものについては、岩手県でございます社団法人岩手県薬剤師会というところが運営しております医薬品衛生検査センターというところをお願いしております。それから、ここで生じて、いわゆるゲルマニウムで精密検査をしなければならないものについては、神奈川県でございます財団法人新日本検定協会に持って行って、最終的な精密検査で結果を出すという仕組みにしております。

それから、厚生労働省サイド、農林水産省サイドの話ですけれども、おっしゃるとおりでございます。私たちが東京都とこれまで出荷制限を受けて以来、東京食肉市場を開けてくださいというお願いをする話は、主として東京都の福祉保健部門、いわゆる食品衛生部門であります。その際私たちは、いわば産地から出荷する側として、検査体制の充実を何とかお願いしますという形でありまして、農林水産省も仲立ち的にいろいろ動いていただいたことはありますが、基本的には東京都の食品衛生行政に対して、岩手県の畜産業の生産者側が、検査体制の充実をお願いするという交渉をしてきたものであります。あくまでも、東京都の食肉市場であれば、東京都の食肉市場から首都圏の消費者に出回る食品の安全性を担保しなければならないというのが、東京市場を管轄する都の立場でございますので、繰り返しになりますが、我々は岩手の生産者として、東京都の衛生行政に対してお願いをしてきたという形でございます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。省庁の権益で物事が進まないという話になると、これは消費者もだし、生産者にとっても、これから問題となっていくというふうなことで、その辺の対応についてはしっかりと国も含めて対応していただきたいと。

農林水産部長に最後お聞きします。こういうふうな風評被害、それから直接被害、こういったものが、先ほどの話では、まだ頭数は800頭台という話なのですが、これから3次補正を含めた、あるいは東京電力福島第一原発の関係、そして東京電力と、こういういろんなところをお願いなり損害賠償なり、いろいろなことをこれからどんどん進めていかなければ

ならないと。そういったときのこれからの対応、ここの分をどのような考え方で損害賠償を求めていくかとか、そういったあたりの県の考え、それから農業団体との協調はどういうふうなやり方をしているのか、そこも含めて。

○東大野農林水産部長 東京電力福島第一原発事故に係る被害の対応でございますけれども、最初に県の対応でございますが、県としては放射性物質の降下等によって追加的に生じている費用ということについては、原因者において負担していただくことがしかるべきと考えますので、県として全体の取りまとめをどうするかというのはまだ議論中ではありますが、当然原因者に損害賠償請求されるべきものというふうに考えてございます。

それから、農業関係あるいは畜産関係の被害でございますけれども、これにつきましては J A 岩手中央会に中心になっていただいて、損害賠償のための協議会を設置していただいております。そこが損害賠償に関する農家の方々の損害を取りまとめて、東京電力に請求するという仕組みをとることとし、1 回目の請求を今月末に取りまとめ、主に牧草の利用制限に係るものですけれども、1 回目の損害賠償請求を東京電力にしていくというふうに聞いてございます。県といたしましては、その協議会にオブザーバーという形で参加させていただいて、必要なアドバイスなり調整なりをさせていただいているという状況でございます。

○郷右近浩委員 数点質問があるのですが、特にも今回の補正、専決につきましては、私自身本当によく対応してくださったなという思いであります。ただ、その額等につきまして、もうちょっとあったほうがよく、さまざまな部分で質問をさせていただきたいと思っております。

そもその部分で、順を追って質問をさせていただきたいと思うのですが、県産牛肉安全安心確立緊急対策事業のこちらのほうの事業費でございますけれども、肉牛については、今は検査したものを基準値以内という形で出しているという部分につきまして、今米が市町村も含めてさまざま検査している中で、検知せずという、そうした扱いで出てきているといったような中で、その基準の中で、基準値以内でどうしても出さなければいけないのか。また、検知せずといったようなものの取り扱いということではできないのかということからちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○菊池流通課総括課長 現在検査をしつつ、当日の夜までに検査結果が出たものについては翌日に公表するということを繰り返しております。その公表の仕方は、公表の際に生産市町村、それから屠畜日、屠畜場所、個体識別番号というものととも、検査の結果そのものについては、基準値以下という表現か、もしくは基準値を超えたものについては基準値超過という、いわば2通りの表現だけで公表している状況であります。これは、そもそもこの検査体制を組むことの目的が、岩手県からは、国が定めております基準値の 500 ベクレルを超える牛は出荷させないということが一番の目的として検査の仕組みを構築しましたので、一つのよりどころとしては、国が安全であると言っている 500 ベクレルを下回っているのですよという考え方をとっております。

ただ、実際に検査の仕方、不検出という表現をしている県もありますし、あるいは実際の数値、検査をした結果、何ベクレルというベクレル数を出して公表しているところもあります。それぞれの県で必ずしも統一がとれているわけではありませんが、ベクレル数そのものを公表するという、それから不検出であるかないかということとは似たような話であって、不検出でなければ何がしか出ているということなどもあって、そのことが、先ほどもお話ししました個体識別番号というのが、それをたどっていくと生産者に行き着くという仕組みもあって、生産者の方々に何らかの不利益が及ぶおそれがあるのではないかと、先ほどお話ししました国の500ベクレルというところをよりどころに、今は500という基準値以下という表現で公表しているものであります。

○郷右近浩委員 ありがとうございます。そのお考えはすぐわかります。もちろん当初の検査体制が整わないところから、ここまで持ってくる中で、どこかの基準であったりという部分というのはもちろん必要だと思います。ただ反面、東京都で、例えばスーパー等から奥州牛であれ、前沢牛であれ、岩手牛、この牛が姿を消している。そこに並べてもらうには、やっぱりよその県の大丈夫だろうと思われるような、今回の放射線の被害が及んでいないであろうというような、そうした地域のもの比べると、どうしても競争力がない。東北4県の肉牛の値段は、本当に今大変な状況に陥っています。ですので、それをもし反転させる機会があるとするならば、それはゼロであるというような、そうしたような表記というものも何がしかの形で一緒に並行させていくという考え方もあるのではないかと私は考えるものであります。

ただ、そうすると全体論としての話というのは確かにそのとおりでありますが、その部分は、今検査体制につきましても、従来から話をしてきた中でも、芝浦のほうがスタートしてきたというような部分もあって、そして滞留等も少なくなってくることが今後予想されてまいりますので、そうした中で、検査体制をもう少し何か、今度は売るというための、そうしたような部分での積極的な形での何か考え方というのを構築していただきたいなと思って、これ要望で終わります。

それから、今現在その費用、検査の費用につきましても、県が全額負担しておりますけれども、来年度以降も必要な経費とかにつきましてもは継続していくお考えなのか。まだまだどうしてもやはりそうした意味では、この牛肉の安全・安心という部分につきましても、よその県、そして消費者の方々にアピールするには時間がかかると思います。そうしたことで、この体制を継続していくのかどうかをお伺いしたいのが1点。

逆に、先ほど話ししてきた中での検査において、規制値を超える牛も出てきているという中において、これはこれで本当に検査がちゃんと行われているという証拠になるわけですから、決して悪い話ではないと思うのです、出たこと自体はともかくとしても。ただし、その部分につきましても、やはり県としても給餌したえさ等についてデータをしっかり管理して、そして出荷の時期コントロールなどとか、そうしたような形の体制をとっていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○東大野農林水産部長 最初に費用負担、県が今全額検査費用を負担しているわけですが、これの取り扱いについて来年度以降どうするかということでございますが、来年度予算の議論はこれからでございます。この問題については二つの側面があって、一つは化学的にどうかという側面。つまり原因がセシウムという、そういうものに特定されておりますので、それを給与しない、あるいは給与しても一定期間たつと体外に排出される、そういう性質のものなので、そういったものが給与された場合であっても、体外に排出され切る、どこまでどれくらいかかるかというのがおのずと化学的な時期があると思います。そういった側面と、もう一方で、消費者の方々がどう受け取るかという心理的な側面、この2側面があって、その中で岩手の牛の流通がどの程度回復していくか、価格がどのように反映されていくかということになると思います。こういった二つの面を見比べながら、来年度以降、県としてどういう予算として対応していくかというのは決めていかなければならないと思っておりますが、今この段階で来年度も継続します、しませんというのはちょっと申し上げかねますので、御勘弁願いたいと思います。

あともう一つ、規制値超えをしているような牛が出ているということで、飼料の管理あるいはデータ管理というお話でございますが、これにつきましては私どもとしても、何を与えるかというのが放射性物質が体内に蓄積されるかどうかということでございますので、今まで手が回らなかったところもありますので、順次その整理と取り組みの精度といいですか、そういったものを上げて、岩手の牛が市場に信用されるように、そういった取り組みを継続していきます。

○郷右近浩委員 わかりました。予算につきましては、ただお考えをお聞きしたかっただけでありますし、もちろんその費用については、最終的には東京電力のほうにきちんと請求をしてというような形になると思いますので、そうしたことで今後も安全・安心をちゃんと消費者のもとに届けられるように、そしてもちろんそれは自分たちを守ることにともなるわけですから、ぜひとも体制を組んでいただきたいと思いますし、また、後半の部分でございますけれども、やっぱりどうしても、今回もさまざま、きのう、おとといあたりからばたばたしておりましたが、繁殖牛であったり、例えば乳牛ですか、酪農のほうの牛が規制値を超えたりどうのというような部分が出てくると。ですから、これを下回ることが予想されるまで、結局は出荷ができない。だとするなら、これを補償の対象としてきちんと考えていったほうがいいのではないかと。そうすることによって、現在の肉牛市場を考えたときには、レンダリングに回すなどとしたほうが費用的にもかからないと思いますし、堆肥の問題とか、今はまたそちらのほうもなかなか進んでいないというふうに私拝見しておりますけれども、そちらの問題などの二次的被害のほうの拡散を防げるとは思いますけれども、その部分についての県のお考えを聞きたいと思います。

○山田畜産課総括課長 現在行われています検査で規制値を超えたもの等については出荷できないわけですが、これらについての補償の問題については、出荷規制値を超えたものについては、当然東京電力の補償を求めていくということを生産者の方にもお勧めす

るといふか、指導していきたいと思っております。

先ほどありましたレンドリング関係、これは死亡牛についてはレンドリングに回ることになっておりますので、食用に付されたものについては食用にする、それから死んだものについてはレンドリングに回すという、今までの基本的な考え方にのっとして対応等をとっていきたいと思っております。ただ、規制値を超えたものについては、まだ処分の方法が国から示されていないということもあまして、これについてどういう処分の仕方をしていくか、これは関係の団体と相談しながら進めていかなければならないというふうに考えております。

○郷右近浩委員 長くなって申しわけありません。なるべく早く終わらせたいと思っております。

わかりました、今の部分については。ただ、考え方として、どのようにか考えていかないと、繁殖であったり酪農の部分、その部分についても、きっちり考えていかないと、そちらのほうで出ても、結局肉牛だと、そういった意味では全部同じ扱いになってきますので、そうしたことできちんと対策もあわせてとっていただきたいと思います。

肉用牛肥育経営緊急支援事業費補助の部分についてお伺いしたいのですが、これについては、先ほど8月25日に説明会、第1回要望額ということで交付したという、そうしたような形の話は聞きました。ただ、これは現実に18億円という金額が予算として積み上げられているわけですが、これは対象になるというか、肥育農家にとっては、県は1回で終わりなのかといったような声があります。例えばこれは、結局国の制度が追いつかない部分を県が先行してやると。そうした意味で私自身も評価をするものでありますけれども、しかしながら国の制度が追いついていったときに、そこに対しての切りかえが農家のほうでもう一つわかっていない。ですので、結局県は1回だけしかやっていない。これで終わり、あとは結局どうなっているか、グレーなまま何となく意識を持っているというのが現状であるというふうに私は認識しております。ですので、この部分について、8月25日に説明して、そして9月2日に交付した。こうしたような形でのこの部分がきちんと今後も同じような形で行われるのかどうかという部分について改めて私も確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○渡辺畜産課振興・衛生課長 ただいま御質問にございました県単と国庫の、肉用牛肥育経営緊急支援事業の関連性についてでございますけれども、御案内のとおり国におきましても、出荷遅延対策事業につきましては、8月上旬に事業スキームを公表してございまして、国の事業が動き次第、国の事業を導入することとしてございましたけれども、県としましては、早期かつ確実に生産者のもとに支援金を交付してまいりたいということで、先行で事業化したものでございます。

県としましては、9月1日以降に事業対象となる出荷遅延牛につきましては、12月まで毎月1回ごとでございますけれども、国の同様の事業を活用し支援することにしてございまして、国の事業はさまざまございまして、3本の事業で組まれてございます。実をいいま

すと、きのうも3本目の事業について説明会を行っているところでございますし、場合によっては地域に出向いて説明会を、こちらのほうから行って説明させていただいておりますので、一層事業徹底、誘導のほうを高めてまいりたいと考えてございます。

○東大野農林水産部長 補足で説明させていただきます。

委員御指摘のとおり、国が類似事業を出発させるということを知った上で、ただ時期的に県としては不都合だということで、先行して県事業をとり行ったということで、農家の方々に、そういった意味で説明不足があったかと思えます。県単事業で一たんスタートさせるけれども、その後は国庫事業に切りかえて、国の事業に切りかえて引き継いでいくのだというところの説明が不十分だった面もあると思えますので、その点は今後の説明のときに重ねて説明させていただいて、よくよく理解をいただくように努力します。

○郷右近浩委員 きちんともう少しわかりやすく説明していただきたいと思えますし、そうした中でやはり今後、例えば国のほうの制度になったときも、先日来の9月2日のときの県の事業で、これは本当にすぐお金を出していただいたというような認識を私自身持っていますけれども、このような形できちんとお金が出てくるのかどうか。そして、もちろん補償額についても、今後の原子力損害賠償紛争審査会のほうに請求金額というのがどうしても争点になってくると思えますけれども、その中で買い取り額をもうちょっと高く設定するような方法があつていいのではないかと。といいますのは、78万円だったり、80万円だったりというような金額ではありますけれども、どうしても家内労働というか、労働費が入っていないような形の単価になっているという中で、これでは再生産ができない。本当にぎりぎりの部分で、本当にその商品としてだけ見れば再生産できるかのように見えますけれども、だれも食べていけない状態のものになっている。そうしたようなあり方で、本当に当県の肉牛を守っていくといったような形ができるのかどうかといったことを考えますと、原子力損害賠償紛争審査会に向けては、もう少しきちんと考えてやって請求を出していいのではないかと思います。その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○渡辺畜産課振興・衛生課長 ただいま御質問がございました肉用牛肥育経営緊急支援事業の、恐らく単価の部分にかかわることだろうと思えますけれども、単価につきましては、本県のこの事業におきましては、本県産牛肉の東京市場での、4月から6月まで各品種別平均販売価格を基礎といたしまして、特に肉用専用種、これは黒毛和種でございますが、これにつきましては、メスや去勢で価格差があるということで、本県の平均販売価格は75万円というふうになってございますので、国の制度の加算上限5万円を加算して80万円に設定をさせていただいたところでございますので、おおむねこの中で資金繰りという意味ではやっつけられるものと認識してございます。

○郷右近浩委員 ただその部分については、それはもちろん上下いろいろある中での平均値という形だということでもありますけれども、やはり再生産というような、そしてずっと経営を続けられるといったような面で、もう少し考えてみていただければというふうに、これは要望にします。よろしく申し上げます。

最後の部分でなのですけれども、利用自粛牧草等処理円滑化事業についてなのですけれども、今はまだ市町村のほうに検討を申し入れているという話の中でございますが、しかしながら県としてはどの程度の利用自粛牧草と稲わらが現在県内に存在するというふうにとらえておるのか、まずその点からお伺いしたいと思います。

○山田畜産課総括課長 牧草と稲わらで、現在県内に利用できなくて滞留している量でございますけれども、牧草につきましては利用自粛をお願いしている五つの市町村において、面積で680ヘクタール余り、それから量としましては、最大限に換算した量で約9,000トンあるというふうに考えております。それから、安定許容値を超えていなくても、稲わらの利用が今できませんので、原発事故後に収集された稲わらにつきましては、全体で約600トンほどあるというふうに認識しております。

それから、先ほどの質問の中で、国の制度に移行したときに金がきちんと出るのかという御質問がありましたけれども、これについては岩手県畜産協会が事業主体になっておりますけれども、国の基金も既に岩手県畜産協会のほうに入っております、国の事業としての1回目の交付も、約3,000万円程度払われているという状態でございます。

○高橋昌造委員長 郷右近委員に申し上げます。

御発言が長時間に及んでおりますので、議事進行に御協力願います。

あわせて執行部にもお願いいたします。答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

質疑を続行いたします。

○郷右近浩委員 委員長、済みません、最後にします。

たくさん利用自粛牧草と稲わらが存在していることがまた改めてわかりましたが、その中で、ではまとめて質問していきたいと思いますが、自粛した牧草等の処理の現状については今どのようになっているかについてお伺いしたいと思います。といいますのは、最終処分の問題につきまして、焼却か埋却というような形になると思いますけれども、なかなか地元の理解がそれぞれ得られなくて、馬屋に自粛牧草が満杯になっていたり、またさらには一時保管場所について地元から反対が出るなどして行き場を失っている、そうしたようなものが散見されるといった中でありますが、このままでは逆に今年度産のわらの収容場所がなくなると、そうしたような問題もあります。そうしたことを含めまして、どのようにこれから県はしていこうと考えているのか、そして積極的にその部分についての支援をしていただきたいと私は願うものでありますが、お考えをお伺いしたいと思います。

○山田畜産課総括課長 自粛している牧草の処分についてでありますけれども、これについては草地、草地以外でもいいのですが、穴を掘って埋める、それから一般廃棄物として処理する。これも多分埋却と、それから焼却施設での焼却が考えられるのではないかと思いますけれども、なかなか農家から出ていないというのはそのとおりだと思います。ただ、それに向けて今市町村と一生懸命話し合いをして、何とか受け入れていただく場所を、やっぱり持っていく場所の住民の方に同意をしていただかないとできないものですから、それで時間かかるとは思いますけれども、我々も取り組んでいきたいと思っております。

○高田一郎委員 今回の福島第一原発による放射能汚染の広がりというのは、大変な問題だというふうに思います。特に畜産県岩手の農業が存亡の危機に立っているということ、現場を回ってつくづく感じております。私は今回の福島第一原発の事故を受けて、本当に岩手の農業が危機的な状況なのだという、そういう認識のもとに今後の農業振興、対策、これを進めていくべきだというふうに思うのですが、まずその点についての県当局の認識についてお伺いしたいと思います。

同時に、今回の出荷制限に対する課題、さまざまな対策をとっていると思いますが、今一番の課題は何なのかと、つまりこの点についての基本的な県当局の考え方についてお伺いしたいと思います。

○東大野農林水産部長 今回の原発事故が農林水産に及ぼす影響に対する認識でございますが、委員御指摘のとおり、非常に危機的な状況であり、一刻も早く放射性物質、あるいは放射能の影響を排除するということに取り組んでいかなければならないというのが基本的な認識でございます。

それから、畜産関係も含めての課題でございますけれども、肥育であったり、酪農であったり、繁殖であったり、それぞれ経営の形態がございますが、肥育であれば、とにかく流通に乗せるということがありますし、酪農であれば原乳の質を向上、確保する、あるいは廃用牛の県外への出荷がいろいろ制限されている農家もございますので、そういったものを解決していかなければならない。繁殖についても同じような問題があると認識してございます。

○高田一郎委員 私も、この間農家を何度も回りましたが、従来の対策の延長線上では、農家はどんどん離農していくというような状況になっていると思います。農林水産部長がおっしゃるように、岩手の農業は本当に危機的な状況なのだということで、従来にない抜本的な対策をお願いしたいと考えます。

そこで、具体的にお伺いしたいと思います。今回専決処分されました肉用牛肥育経営緊急支援事業、先ほど郷右近委員からも質問されましたけれども、支援金の交付の単価、75万円から80万円と設定され、F1関係では53万円に設定されています。これは、先ほどどなたか課長さんから答弁がありましたように、4月から6月の生産費、あるいは販売価格などを勘案した設定になっているということはお聞きしております。しかし、畜産農家からお聞きしますと、この間最近は飼料価格が少し上がっているのではないかというようなお話もされております。円高の関係で違う側面もあると思うのですが、しかしこれは4月から6月の状況を勘案した価格設定になっておりますけれども、現在の状況を踏まえた単価の設定としては、合理的な単価に設定されるのかどうかと、この点についてお伺いしたいと思います。

○渡辺畜産課振興・衛生課長 ただいま御質問のございました緊急支援事業に係る単価の設定等々についてでございますけれども、先ほどもお話し申し上げましたとおり、ことしの4月から6月の平均販売価格に準じて設定をさせていただいたというのはそのとおりなの

ですけれども、実を言うと、先ほど来からお話を申し上げているとおり、近々に国庫の事業を導入する前に、県として生産者に対して支援金を早く交付したいということで立ち上げた事業でございます。常に国の事業との情報交換をもとに、これを設定をさせていただいたところでございます。実を言いますと国の設定の根拠というのも、すべてそういった積算の中身になっているものですから、県もそれに準じて設定をさせていただいたというふうな状況となっております。

○高田一郎委員 国の考え方に基づく算定だというお話がありましたけれども、やはり農家の実情に即した、再生産を補償できるような、そういう価格設定にしたいということを要望しておきたいと思います。

そこで、支援対象牛の販売価格が、いわゆる買い取り価格、支援金に満たない場合は、その差額については東京電力に対する要求をしていくということは理解しております。この補償の見通しというのは一体どうなっているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○千田農業振興課担い手対策課長 東京電力に対する賠償補償請求につきましては、今J Aグループが中心になりまして、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会というのを立ち上げまして、実はきのう、9月21日に2回目の会合が持たれまして、第1回目の請求についての話し合いが行われたところでございます。牛肉については、まだ議論されていませんで、10月以降に順次行うわけでございますが、当面、牧草の5月から7月末までの分を取りまとめてございまして、金額で2,900万円余について、9月30日をもって請求することになりました。順次この岩手県協議会につきましては、10月以降も開催いたしまして、肉牛、稲わら、それから子牛、堆肥も含めて、請求を順次行っていく予定になってございますので、随時その情報についてはお知らせしたいと思っております。

○高田一郎委員 そうしますと、支援金との差額については、東京電力の賠償として要求していくということなのですが、これはしっかりと補償されるような、そういう展望があるのでしょうか。

それからもう一つ、新聞報道もされていますけれども、県産牛から基準値を超えるセシウムが検出されて、廃棄処分、流通をしないということになっていますが、この廃棄処分の処理費用というのはどこが対応するのでしょうか。東京電力になるのでしょうか。

○千田農業振興課担い手対策課長 賠償請求についての補償があるかというお話でございますが、つまり訴訟事案になりますので、それは今後の訴訟の成り行き次第になりますので、県からその補償の見込みがあるかどうかということについては、ちょっとここでは回答できないと考えてございます。

○徳山農政担当技監 ただいまの将来展望の話でございますけれども、基本的に、これは原因者が払うというのが当然の原則でございますので、請求していくと。それに対して、県としては二つの面で考え方を持っております。一つは、東京電力の賠償がきちんと払われるように、国がきちっと指導、監督してくださいますと、そして適正な支払がされるように十分な指

導をお願いしていくというのが一つ。

もう一つは、今回の損害賠償については、農業関係以外を含めまして、全体の損害賠償審議会の中で支払うべき対象の事項が決定されております。これは中間指針と呼んでおりますけれども、できるだけこの中間指針に基づいた賠償請求ができるような技術的な支援をしていきたいと。つまりきちんとした積算を持って、考え方を持って請求すれば、それは当然通るべきだというふうなことで、そのようなことを我々としても岩手県協議会の中に参画いたしまして、実際の請求を支援していくというふうに考えております。

○高田一郎委員 加害者責任がはっきりしているわけですから、東京電力が責任を持つのは当然だと思います。ただ、私も実は8月3日に東京電力本社に直接行きまして、被害の補償を一日も早くやってほしいという要請をしてきました。そして、9月8日にも東京電力の職員を一関市に呼んで、そして農家の皆様を集めて賠償請求を求めました。この2回の要請行動を通じて私が感じているのは、請求書が非常に膨大だと。そして補償内容も、被害者に損害の立証責任を要求して、非常に限定的になっていますし、仮払いについても大変遅いという、こういう状況です。国の指導というのも大事なことですけれども、やはり現場では、東京電力に早く補償してもらわないと暮らしていけないと、早く価格をもとに戻るように、状況にしてほしいというのが畜産農家の皆さんの切なる思いなのです。ですから、知事を先頭にして、東京電力にも直接乗り込んでいくというような形、あるいは岩手の牛肉は安全なのだというPRの問題、どなたか委員が指摘されましたけれども、私もそのとおりだと思います。そういうPRを生産者団体がやっても余り効果がないのです。だからやっぱり行政も先頭に立ってそういうPR活動をしていく、あるいは加害者責任をあくまでも追及して、知事を先頭にしてそういう対応をしていくということが、私は今の東京電力の対応を見て非常に痛感しているところであります。その点について、どなたか答弁いただきたいと思ます。

○東大野農林水産部長 最初に、行政としての取り組み姿勢の問題ですけれども、風評被害払拭への取り組みが販売価格なりをもとに戻していく、流通量を上げていくといったことにつながっていくと思いますので、もちろんこれからも一生懸命取り組みさせていただきます。

それから、先ほど答弁漏れになってございました規制値超えの牛肉の処分費用でございますけれども、規制値を超えた牛肉の冷凍保管ですけれども、その費用は県が負担してございます。

○高田一郎委員 保管料は県が負担しているということなのですが、その後の対応というのはどのようになるのでしょうか、そのことをお伺いしたいと思います。

それから、この風評被害というものは、すぐなかなか解決しないというふうに思うのです。やっぱりこの風評被害についても、原子力損害賠償紛争審査会の指針などを見ますと、岩手も風評被害の対象県になっていると書かれています。しかし、いつ風評被害が解決するかという時期もわからない。そういう状況の中で、やっぱり岩手県が、そういう大変になってい

る方々に対して、今回の肉用牛肥育経営緊急支援事業のような形で、一たん立てかえ払いをして、そして県も頑張るから、引き続き畜産農家の皆さんも頑張ってもらいたいというような、そういうメッセージを送るといことが、やっぱり行政が果たすべき役割ではないかなというふうにこの間感じているのですけれども、その点について、県当局の考えがありましたらお願いしたいと思います。

○東大野農林水産部長 今委員お話があったとおり、県としてこういう状況の中で、産業をどう支援していくかという態度を明らかにすることが、産業に取り組んでいる皆さんを応援していくことにつながるというふうに考えてございますので、8月の臨時補正予算でも、風評対策のための経費を認めていただいております。それらも十分活用して、産業に取り組んでいる皆様、農家の方々の応援をしていきたいと思っております。

○高橋昌造委員長 高田委員に申し上げますが、発言が長時間に及んでいますので、この際、まとめて簡潔にお願いいたします。

○高田一郎委員 今農家の皆さんがやる気をなくしているのは、やはり行政の強いメッセージがないということと、東京電力の対応が非常に不誠実だということに尽きると思うのです。ぜひそういう点で、農家の皆さんが意欲を持って頑張れるような対応を進めていってほしいと思っております。

時間も大分経過いたしましたので、まとめて質問させていただきます。利用自粛牧草等処理円滑化事業1億9,400万円、専決処分されております。これは、地元市町村との調整が行われているという状況なのですけれども、この問題では先ほど郷右近委員が指摘されましたけれども、本当にあとここ1カ月間で何とか対応していただかないと、もう保管場所がなくなってしまうという問題があるのです。これは、どのぐらいで問題が解決するのでしょうか。やっぱりきちとした時期的なことを示して対応していかないとだめではないかなというふうに思っております。

もう一つは、一時保管場所にかかわる経費です。今回の10分の10補助の中に一時保管場所にかかわる経費が入っているのか。市町村にお伺いしますと、まだここが明確にされていないのはっきりしてほしいという要望も、該当する市町村からも寄せられている状況です。簡潔に質問しますが、一時保管場所にかかわる経費については、10分の10補助に入っているのかどうか。

それから、牛ふんの堆肥の基準値を超えた処理、特に繁殖農家などは困っています。これについても、その処理に対する対応、指針もなかなか示されていない、どうしたらいいのだろうかという、そういう状況になっております。この点についても、早急に考え方を示していく必要があるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺についても明快な答弁をいただければ大変ありがたいなと思っております。

○山田畜産課総括課長 牧草の処分の時期のめどということでございますけれども、鋭意努力しておりますけれども、やはりこれは相手、市町村の処分する場所の確保とかいろいろありまして、残念ながらいつまでにきちんと終わらせるというようなめどをお示しするこ

とはできませんけれども、なるべく早急に進めたいというふうに考えています。

それから、経費のお話でございますけれども、生産者の方から処分する場所までの運搬に係る経費、それから焼却なり埋却なりに係る経費について助成をするということにしておりますけれども、一時保管場所についてはまだ検討中です。

○高田一郎委員 これは、農家に負担させるようなことがあっては絶対ならないと思えます。その点については明快な答弁いただけますか。

○山田畜産課総括課長 生産者の方の負担にならないように対応したいというふうに考えております。

○吉田敬子委員 先ほど郷右近委員のほうからの質問の答弁の中にあつたことで、ちょっと気になった点があつたので、質問させてください。

県が出荷する分からは、500 ベクレルの低いものを選んで出荷されているというような答弁があつたのですが、具体的には大体どのくらいの数値のものを、県外に出荷している分は、500 ベクレルの数値以内の中でも低いものを出荷されているという答弁だったので、どのくらいの数値なのか教えてください。

○菊池流通課総括課長 牛肉の放射性セシウムの値について明確な数字が国として示されているのは500 ベクレルと。500 ベクレルを超えたものは出荷させない。500 ベクレル以下であれば安全だということがまずありますが、我々は出荷制限を受けた県として、ほかの県の屠場に岩手県の牛を出すときに、500 ベクレルを下回っていればいいのだという考え方では、今の状況からすると出荷制限を受けた県としては不十分な対応ではないかということで、全頭検査の対象の農家であれば、一応100 ベクレルという数値を目安にしまして、100 ベクレルを下回っていれば、首都圏に持っていったときに、検査を受けても500 ベクレルに近いような数字は出ないだろうと、首都圏の市場に迷惑はかけないだろう、岩手県の信用を落とさないだろうということで、いろいろ判断はあつたわけですが、100 ベクレルという数字を線として引いております。

○高橋昌造委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

以上で議案の審査を終わります。

次に、当委員会の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

当委員会の閉会中の継続調査については、お手元に配付いたしております案のとおり実施することとし、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。どうもありがとうございました。